

令和7年度定期（工事）監査実施計画

中野区監査委員監査基準第15条第3項の規定に基づき、令和7年度定期（工事）監査の実施計画を次のとおり定める。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期（工事）監査

第2 監査の対象

1 監査対象工事

契約金額が5千万円以上で、次のいずれかに該当する工事（工事に関連した委託契約を含む。以下同じ。）

- (1) 令和6年度に契約（変更契約を含む。）したもの
- (2) 令和5年度以前に契約したもので、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに工事が完了したもの

2 監査対象部（課）

- (1) 契約事務対象部（課）
総務部（契約課）
- (2) 工事事務対象部（課）
総務部（施設課）
都市基盤部（道路建設課、公園課）

第3 監査の期間

令和7年9月16日（火）から令和8年2月25日（水）まで

第4 監査の基本方針及び重点事項

1 基本方針

工事に関する事務の執行（工事計画、設計、積算、契約、施工、検査等）が、適正かつ効率的に執行されているかについて監査する。合わせて、経済性や有効性についても留意しながら実施する。

2 重点事項

工事の施工管理が適正に行われているか。

第5 監査の実施方法、実施場所及び日程

1 書面監査

監査対象部（課）に対し工事関係書類の提出を求め、監査事務局内で監査事務局職員（兼務職員を含む。以下同じ。）が実施する。

(1) 事務的監査

すべての監査対象工事について、事案決定、契約方法等工事事務手続に関し事務的書面監査を行う。

(2) 技術的監査

すべての監査対象工事について、工事施工状況等に関し技術的書面監査を行う。

(3) 日程

令和7年9月16日(火)から同年11月25日(火)まで

2 実地監査

別記の実地監査抽出基準に基づき抽出した工事で特に必要と認めたものについて、工事施工場所において関係課の職員に施工状況等に関し説明を求め、監査委員及び監査事務局職員により監査を行う。

(1) 対象工事

監査委員協議会において別途協議のうえ決定する。

(2) 日程

令和7年11月10日(月)

監査委員協議会において別途協議のうえ決定する。

3 事情聴取

工事に関する事務の執行に関し、監査委員が必要と認めるときは、関連する部(課)を対象に事情聴取を実施する。

第6 監査の着眼点

中野区監査実施要綱第7条に規定する監査等の着眼点のうち、工事監査の着眼点から選択する。

第7 監査技術の選択

中野区監査実施要綱第12条に規定する監査技術を選択適用して実施する。

第8 監査事務の日程

実施計画・細目通知	8月28日(木)
監査開始	9月16日(火)
実地監査対象工事検討	※ 9月18日(木)
実地監査対象工事決定	※ 10月22日(水)
工事実地監査	11月10日(月)
書面監査終了	11月25日(火)
書面監査の報告、問題点検討	※ 12月24日(水)
講評内容検討	※ 1月14日(水)
講評内容決定	※ 1月21日(水)
講評、報告(案)検討	※ 2月4日(水)
報告(案)検討	※ 2月12日(木)
報告(案)検討	※ 2月18日(水)
報告決定	※ 2月25日(水)
報告書提出・公表	2月25日(水)

(※ 監査委員協議会開催予定)

〈別記〉

○実地監査抽出基準

- 1 大規模新設(改築、改修、改良)工事のうち、実地監査時点で、ある程度躯体工事等が進捗している工事
- 2 翌年度の監査時点において完成が見込まれる工事
- 3 特殊な工法による工事、特色ある工事、従前例がない工事等